

子ども・子育て支援に関する現状と取組について

1. 令和4年度における現状

(1) 待機児童の状況

① 保育園等の待機児童の状況

期別	種別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和 4年 4月	利用定員	348人	519人	626人	642人	666人	676人	3,477人
	入所児童数	111人	423人	521人	525人	544人	531人	2,655人
	待機児童数	0人	4人	3人	0人	1人	0人	8人
	入所待ち児童数	6人	24人	10人	7人	7人	1人	55人
令和 5年 2月	入所児童数	262人	454人	547人	530人	555人	535人	2,883人
	待機児童数	32人	10人	5人	3人	0人	0人	50人
	入所待ち児童数	162人	36人	19人	13人	5人	4人	239人
令和 4年 2月	入所児童数	260人	489人	514人	536人	519人	555人	2,873人
	待機児童数	19人	13人	2人	2人	0人	0人	36人
	入所待ち児童数	147人	37人	16人	7人	1人	4人	212人

※ 入所児童数については、管外委託児童数を含む。

入所待ち児童数については、待機児童数を含む。

②児童ホームの待機児童の状況

期 別	種 別	1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生	合 計
令和 4 年 4 月	利用定員							1,415 人
	入所児童数	481 人	420 人	308 人	138 人	62 人	20 人	1429 人
	待機児童数	1 人	4 人	37 人	57 人	23 人	6 人	128 人
令和 5 年 2 月	入所児童数	478 人	389 人	246 人	107 人	44 人	14 人	1,278 人
	待機児童数	0 人	1 人	13 人	11 人	3 人	0 人	28 人
令和 4 年 2 月	入所児童数	450 人	366 人	276 人	144 人	42 人	10 人	1,288 人
	待機児童数	1 人	2 人	6 人	21 人	12 人	0 人	42 人

(2) 取組状況

① 出産・子育て応援事業

・令和 4 年 12 月に「出産・子育て応援交付金」が創設されたことに伴い、本市においても令和 5 年 2 月より、妊娠期から子育て期まで一貫して相談に応じる伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・育児に係る経済的負担の軽減を図るための経済的支援を一体的に実施する「出産・子育て応援事業」を開始した。

② 免疫消失児等任意予防接種費助成

・令和 4 年度から、小児がんなどの疾患の治療による骨髄移植などで、既に受けた定期予防接種で獲得した免疫が低下または消失した児が、医師から再度予防接種を受ける必要があると判断され改めて予防接種を受ける際、免疫再獲得及び疾病の治療にかかる経済的負担を軽減するとともに社会参加の促進を図ることを目的として、費用助成を開始した。(予防接種により年齢制限あり)

③ 高校生等医療費助成事業の創設

・令和 4 年度から、健康保険に加入している高校生等の保護者等に対し、高校生等にかかる医療費(保険診療分)から自己負担金(住民税所得割課税世帯は入・通院 200 円、非課税世帯は 0 円)を控除した額の助成を開始した。

2. 令和5年度における事業計画

(1) 保育所等の整備予定

① 小規模保育事業所の開設

◇森の保育所

施設種類：小規模保育事業A型

設置主体：株式会社 フィールフォレスト

所在地：成田市吉倉 640-1

開所予定：令和5年4月1日

利用定員：

0歳児	1歳児	2歳児	合計
3人	8人	8人	19人

② 公立保育園の整備

- ・ 松崎保育園の建設工事を実施（令和6年4月1日供用開始予定）
- ・ 赤荻保育園の測量調査を実施（令和9年4月1日供用開始予定）

(2) 児童ホームの整備

- ・ 久住第三児童ホームの開所（令和5年4月1日開所、定員を90人から130人へ拡大）
- ・ 中台児童ホームの改修工事を継続（定員40人、令和5年8月供用開始予定）
- ・ 平成児童ホームの建設工事を実施（定員を80人から120人へ拡大、令和6年4月1日開所予定）
- ・ 本城児童ホームの実施設計、測量調査、地質調査を実施（定員を80人から120人へ拡大、令和7年4月1日開所予定）

(3) 子育て世帯訪問支援事業の新設

- ・ 家事・育児等に対して不安や負担感を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭における養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ。

(4) 子ども医療費助成制度の改正

- ・令和 5 年 8 月から、持病等により通院日数や入院日数が多くなる子どもを持つ子育て世帯の負担を軽減するため、月額自己負担限度額を設ける。

(5) 高校生等医療費助成制度の改正

- ・県の制度改正に併せ、令和 5 年 8 月を目途に受給券を発行し、償還払い方式より現物給付方式に変更するとともに、子ども医療費助成事業と同様に月額自己負担限度額を導入する。

(6) 一時預かり事業の利用者補助金の新設

- ・低所得世帯等が一時預かり事業を利用する際の費用の一部補助を実施することにより、一時預かり事業の利用促進を図る。

(7) 学校給食費の無料化の拡大

- ・子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、令和 4 年度から実施している第 3 子以降の給食費無料化や食物アレルギー等を有する児童生徒に係る学校給食費相当額の助成制度に加え、市立の中学校 3 年生及び義務教育学校の 9 年生、並びにひとり親家庭の児童生徒に係る給食費を無料とする。

(8) ブックスタート事業の開始

- ・4 カ月児赤ちゃん相談の際に実施してきた絵本の読み聞かせに加えて、絵本 1 冊と、絵本の読み聞かせを通じた乳児とのふれあい方を紹介するアドバイスブックレット等の配布を新たに開始し、更なる子どもの読書活動の推進を図る。

(9) 第 3 期成田市子ども・子育て支援事業計画の策定準備

- ・令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画期間とする次期成田市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、市民の意向を把握するためニーズ調査を実施する。

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算案：370億円

1. 事業の目的

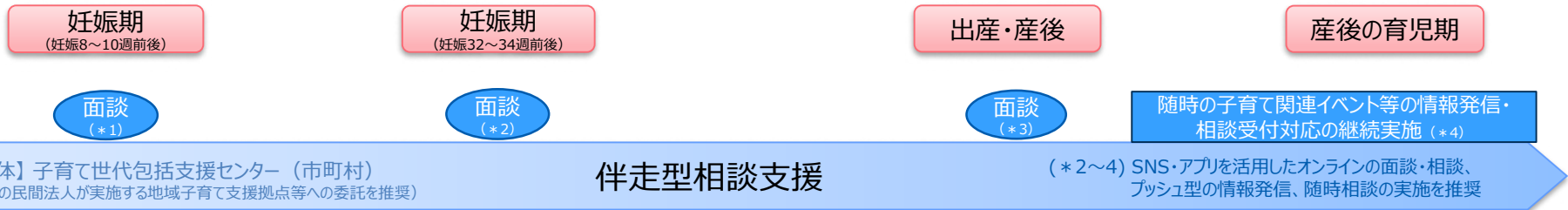
- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施



【実施主体】子育て世代包括支援センター（市町村）
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

- (*1) 子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- (*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援（両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等）
- ・ 妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（5万円相当）の経済的支援

「経済的支援の対象者」令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

「経済的支援の実施方法」出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等
※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10
令和5年度当初予算(案)

○伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫に基づく柔軟な仕組み**とする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせた形**で、**全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫**し、この**支援を早期に対象者に届ける**ことを目指す。

伴走型相談支援

○ 面談実施のタイミング

- ① 妊娠届出時
- ② 妊娠8か月前後
- ③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

○ 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・ 子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・ 身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

○ 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

○ 面談の内容・実施方法

- ・ アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
- ※ アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・ オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

一体で実施

出産・子育て応援ギフト

○ 支給のタイミング・支給の条件

出産応援ギフト（5万円相当）

：妊娠届出時の**面談実施後**

子育て応援ギフト（5万円相当）

：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

○ 支給形態（実施方法）

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・ 出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
- ・ 妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・ 産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免

※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P7参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

○ 遡及適用者への支給方法

- ・ 事業開始前に出産された方
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・ 事業開始時点で妊娠期にある方
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）